

2012年4月24日

愛媛県知事 中村時広 様

〒790-0003 松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル 3F TEL089-948-9990

伊方原発をとめる会

【共同代表】

安西賢誠（真宗大谷派専念寺住職）	立川百恵（コープえひめ前理事長）
大原英記（平和運動センター事務局長）	中尾寛（愛媛労連特別執行委員）
草薙順一（弁護士）	真鍋知巳（医師）
河野文朗（愛媛医療生協理事長）	益田紀志雄（医師）
白戸暉男（元コープ自然派えひめ理事長）	村田武（愛媛大学社会連携推進機構教授）
清野良榮（松山大学教授・福島県出身）	和田宰（伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議代表幹事）
須藤昭男（インマヌエル松山キリスト教会牧師・福島県出身）	渡部寛志（福島県南相馬市から避難した農業従事者）

伊方原発の再稼働を認めないよう求める要請

原発事故が起きれば、広範な地域住民の人生が根本から変えられてしまいます。政府と全ての自治体は、原発への不安を持ち、稼働に反対する多数の住民の声を真摯に受け止めるべきです。「絶対に事故を繰り返さない」対応こそ求められています。

ストレステストも、急仕立ての「新」基準なるものも、再稼働をねらう「道具」に他なりません。これらの基準の土台は福島第一原発事故以前のままです。国会の事故調査委員会もまだ調査中です。この点は、県内市町における最近の意見書決議の中にも、「大地震による原発事故の原因や究明もないまま」、「真に独立した規制機関の設置もないまま」での再稼働など許されない旨の指摘があります。重要な「基準地震動」ひとつとっても、国の耐震設計審査指針では「最新の知見に照らして、その妥当性が十分確認されなければならない」と明記されていますが、そうなっていません。

福島第一原発事故では、「地震動によって原子炉の重要部分に破壊が起こった疑い」が指摘されています。中央構造線活断層帯が沖合約6kmにある伊方原発にとって重大問題です。内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」に参画している高知大学の岡村眞特任教授は、「南海トラフの巨大連動型地震により中央構造線や内陸の活断層が活発化するのは当然で、一緒に議論する必要があるとの議論も出た。特に愛媛は中央構造線と伊方原発を抱えている。南海トラフだけを考えては不十分だろう。」（4月1日付愛媛新聞）と述べています。佐田岬北側の想定津波高さの比較だけで楽観することは許されません。また、全国で唯一内海に面している伊方原発の過酷事故は、閉鎖性水域である瀬戸内海に甚大な被害を及ぼします。福島から太平洋に広がった汚染予測図を伊方に重ねれば、まさに西日本全域に被害が及ぶと見るべきです。

622名の原告による「伊方原発運転差止訴訟」が松山地方裁判所に提訴されています。その訴状で、伊方原発最高裁判決（1992年10月29日）が示す「万が一を許さない原則」等を満たすだけの安全性の主張・立証に四国電力が成功しないかぎり、伊方原発の運転は差し止められるべきだと訴えています。この訴訟の結果も見ないまま稼働させることはあってはなりません。

ついては、次の点を要請いたします。

- (1) 伊方原発の再稼働を認めないこと。
- (2) 各県並びに県内全域における住民の不安の声、稼働反対の声に真摯に耳を傾けること。
- (3) 伊方原発環境安全管理委員会に、不安の声・稼働反対の声を伝える住民を加えること。同技術部会に地震や活断層の専門家て原発問題に慎重で批判的な意見をもつ委員を加えること。

以上